【別表１】

別添１

検査対象施設

　いずれも利用者及び職員が対象

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設等 | |
| 【高齢者福祉サービス等】 | |
| ・介護老人福祉施設（地域密着型含む）  ・介護老人保健施設  ・介護医療院  ・介護療養型医療施設  ・認知症対応型共同生活介護事業所  ・養護老人ホーム  ・軽費老人ホーム  ・有料老人ホーム  ・サービス付き高齢者向け住宅  ・通所介護（地域密着型含む）  ・通所リハビリテーション  ・認知症対応型通所介護  ・小規模多機能型居宅介護  ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）  ・短期入所生活介護  ・短期入所療養介護 | ・訪問介護  ・訪問入浴介護  ・訪問看護ステーション  ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る）  ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る）  ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ・夜間対応型訪問介護  ・居宅介護支援  ・福祉用具貸与・福祉用具販売  ・地域包括支援センター  ・老人福祉センター  ・介護予防・生活支援サービス  -訪問型サービス  -通所型サービス  -その他の生活支援サービス  -介護予防ケアマネジメント |
| 【障がい者福祉サービス等】 | |
| ・療養介護  ・施設入所支援  ・共同生活援助（グループホーム）  ・福祉型障がい児入所施設  ・医療型障がい児入所施設  ・生活介護  ・短期入所  ・重度障がい者等包括支援  ・自立訓練（機能訓練）  ・自立訓練（生活訓練）  ・就労移行支援  ・就労継続支援（A型）  ・就労継続支援（B型） | ・居宅介護  ・重度訪問介護  ・同行援護  ・行動援護  ・自立生活援助  ・就労定着支援  ・相談支援（一般、特定）  ・居宅訪問型児童発達支援  ・保育所等訪問支援  ・児童発達支援  ・医療型児童発達支援  ・放課後等デイサービス  ・基幹相談支援センター  ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業  ・移動支援事業  ・日常生活用具給付等事業  ・地域活動支援センター |
|  | ・日中一時支援事業所  ・福祉ホーム  ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業  ・盲ろう通訳・介助者派遣事業  ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業  ・障がい者就業・生活支援センター |
| 【児童養護施設等】 | |
| ・乳児院  ・児童養護施設  ・児童心理治療施設  ・母子生活支援施設  ・婦人保護施設  ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）  ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）  ・里親  ・児童自立支援施設  ・児童相談所一時保護所  ・婦人相談所一時保護所 | ・保育所  ・認定こども園  ・小規模保育事業  ・家庭的保育事業  ・事業所内保育事業  ・居宅訪問型保育事業  ・認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）  ・児童厚生施設（児童館）  ・放課後児童健全育成事業  ・利用者支援事業  ・一時預かり事業  ・病児保育事業  ・母子・父子福祉施設  ・地域子育て支援拠点事業  ・子育て短期支援事業  ・子育て援助活動支援事業  ・児童家庭支援センター  ・幼稚園 |
| 【救護施設等】 | |
| ・救護施設  ・更生施設  ・医療保護施設  ・無料低額宿泊所 |  |

【別表２】

|  |  |
| --- | --- |
| **検査を受ける職員の職種** | |
| ・介護職員  ・生活相談員  ・調理職員  ・看護職員  ・機能訓練指導員  ・管理者（施設長）  ・ケアマネジャー  ・相談支援専門員  ・サービス提供責任者  ・サービス管理責任者  ・児童発達支援管理責任者  ・生活支援員  ・世話人  ・地域移行支援員  ・職業指導員  ・就労支援員 | ・理学療法士  ・作業療法士  ・言語聴覚士  ・精神保健福祉士  ・児童指導員  ・保育士・保育教諭  ・管理栄養士・栄養士  ・歯科衛生士  ・心理指導担当職員  ・母子支援員等直接処遇職員  ・心理療法担当等直接処遇外職員  ・事務職員  ・医師  ・児童厚生員  ・放課後児童支援員  ・幼稚園教諭  ・その他 |